



横浜スポーツマンクラブ ゴルフ練習場 利用約款

第1条(約款の適用)

横浜スポーツマンクラブゴルフ練習場(以下、「当練習場」という)の施設を利用される方は、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第2条(休場日・開場・閉場時間)

当練習場は原則として年中無休です。ただし、天災、天候又は当練習場の都合等やむえない事情により、臨時に休業したり又は開場・閉場時間を変更したりすることがあります。開場・閉場時間は別に定めるところによります。

第3条(施設利用料の支払い)

当練習場を利用する方はプリペイドカードを購入していただき、そのカードにてボール・レンタル用品等を購入していただきます。レストラン及びプロショップをご利用の際は、現金でのお支払いをお願いします。

第4条(施設利用の拒絶)

当練習場は次の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。

- ① 暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団構成員または関係者(これに準ずると認めたものを含む)。
- ② 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をするおそれがあると思われる方。
- ③ ゴルフ技術が著しく低く他の利用者に迷惑がかかると当練習場が判断した方。
- ④ 品位を保つに足らない服装、状態にて来場された方。
- ⑤ 泥酔された方、または、そのそれに近い方。
- ⑥ 刺青をされた方。

第5条(施設利用継続の拒絶)

下記の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。当練習場から利用継続の拒絶を受けた方は、練習途中であっても直ちに練習を中止し、速やかに当練習場から退去していただきます。この場合、プリペイドカードの返金はいたしません。

- ① 施設の利用開始後に第4条および第9条に該当することが判明した方
- ② その他施設利用を継続されることが好ましくないと当練習場が判断した方

第6条(ゴルフクラブ、携帯品、自動車等の保管責任)

- ① クラブハウス、打席等でのゴルフクラブや携帯品の盗難、紛失、破損等の事故に関しては当練習場では一切の責任を負いません。
- ② 当練習場によって場所が提供されている駐車場における自動車の盗難、損傷等の事故に関しては当練習場では一切の責任を負いません。また、自動車は所定の場所に正しく駐車してください。

第7条(危険防止とエチケット・マナーの遵守)

ゴルフの練習は、大変危険な事故等を伴う場合がございますので、打席内では前後の方の動作、スイングに十分な注意を払ってください。施設内での不注意による事故に関しては当練習場では一切の責任を負いません。また、施設内では、他人に迷惑をかけたたり不快感を与えないようエチケット・マナーを守ってください。

第8条(施設内への持ち込み禁止)

当施設内へ次のものを持ち込むことをお断りいたします。

- ① 銃砲刀剣類
- ② 動物ペット類
- ③ 悪臭を放つもの
- ④ 発火、爆発等の危険性があるもの
- ⑤ 騒音を発するもの
- ⑥ 他人に迷惑、危険を及ぼし、または不快感を与える恐れのあるもの

第9条(施設内での禁止行為)

当施設内で次の行為はお断りいたします。

- ① 賭博、その他風紀を乱す行為
- ② 物品販売、宣伝広告および勧誘等の行為
- ③ 利用者以外の立ち入り(特に許可する場合を除く)
- ④ 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為

第10条(火気使用の禁止)

施設内に置いて無許可での火気使用は厳禁といたします。また、喫煙は施設内の所定の場所のみで認められます。いかなる場所においても、歩行喫煙は厳禁とします。たばこの吸殻、マッチの燃え殻は必ず消化を確認してから灰皿にお入れください。

第11条(違背の場合の責任)

利用者が、本約款に違背して、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、または自分が傷害等の被害を受けた場合は、当練習場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第12条(施設に損害を与えた場合の賠償)

利用者の故意または過失により、当クラブに損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

第13条(本約款の変更)

本約款は変更する場合があります。その他規約、会則および本約款に定めのない事項は、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

(付 則) 本約款は、平成19年5月16日から施行します。